第81回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

第81期（2020年４月１日～2021年３月31日）

①会社の新株予約権等に関する事項
②業務の適正を確保するための体制に関する事項
③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
④連結注記表
⑤計算書類の株主資本等変動計算書
⑥個別注記表

鴻池運輸株式会社

本内容は、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.konoike.net/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しているものであります。

会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の状況

❶ 当事業年度の末日における新株予約権の状況

名称 （発行決議日）	新株予約権の数 （注）１	目的となる 株式の種類と数	発行価格	払込金額	行使の 条件	権利行使期間
第１回新株予約権 （2015年６月24日）	3,345個	普通株式 33,450株	1個当たり 14,310円	1個当たり 10円	（注）２	2015年８月１日から 2045年７月31日まで
第２回新株予約権 （2016年６月23日）	3,306個	普通株式 33,060株	1個当たり 10,940円	1個当たり 10円	（注）２	2016年７月30日から 2046年７月29日まで
第３回新株予約権 （2017年６月28日）	2,048個	普通株式 20,480株	1個当たり 13,830円	1個当たり 10円	（注）２	2017年８月１日から 2047年７月31日まで
第４回新株予約権 （2018年６月27日）	1,640個	普通株式 16,400株	1個当たり 16,750円	1個当たり 10円	（注）２	2018年８月１日から 2048年７月31日まで
第５回新株予約権 （2019年６月26日）	1,749個	普通株式 17,490株	1個当たり 15,620円	1個当たり 10円	（注）２	2019年８月１日から 2049年７月31日まで
第６回新株予約権 （2020年７月31日）	2,879個	普通株式 28,790株	1個当たり 10,330円	1個当たり 10円	（注）２	2020年９月１日から 2050年８月31日まで

（注）１．当社取締役に交付された時点における総数を記載しております。
２．行使の条件は以下のとおりであります。
(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括して行使することができる。
(2) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
３．新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、10株であります。

❷ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役（社外取締役を除く）		
	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数	
第１回新株予約権	1,672個(16,720株)	４名	（注）１
第２回新株予約権	2,405個(24,050株)	５名	（注）２
第３回新株予約権	1,908個(19,080株)	５名	（注）２
第４回新株予約権	1,640個(16,400株)	５名	
第５回新株予約権	1,749個(17,490株)	５名	
第６回新株予約権	2,879個(28,790株)	５名	

（注）１．上記のうち、取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
２．上記のうち、取締役２名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

❸ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第６回新株予約権	
使用人等への交付状況	当社執行役員	新株予約権の数	6,182個
		目的となる株式の種類と数	普通株式　61,820株
		交付者数	20名

（注）第６回新株予約権の権利内容の概要は、「❶ 当事業年度の末日における新株予約権の状況」の該当部分と同様です。

業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

基本的な考え方

当社は、「『人』と『絆』を大切に、社会の基盤を革新し、新たな価値を創造します」を企業理念に掲げると共に、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を、以下のとおり定めます。

１．内部統制システムの運営・改善に向けた取り組み体制

当社グループの業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の継続的な向上を図り、事業活動に伴う管理体制の整備・構築・運用を推進するために統合委員会を設置します。

また、統合委員会の下部組織として、内部統制部会、リスクマネジメント部会、情報セキュリティ部会、コンプライアンス部会及び環境部会を設置します。

２．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、企業理念に謳う当社グループが大切にする価値観「『人』と『絆』を大切に」並びに行動指針に基づき、役員及び従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するために「企業倫理規程」を制定します。

(2) 「企業倫理規程」の遵守の徹底と実践的運用を行うため、役員及び従業員に対する教育・研修を実施するとともに、「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」を定め、「コウノイケ・ヘルプライン」（以下「ヘルプライン」という）の窓口を社内・社外に設置するなどの体制を整備します。

(3) 「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス部会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・推進を図ります。なお、同部会の委員の内１名は社外の有識者とします。

(4) 内部監査部門において、役員及び従業員の業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果については、代表取締役及び監査役に報告します。

(5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係断絶及び不当な要求への明確な拒絶のための体制の整備に努めます。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務に係る議事録等の文書その他の情報は、「文書管理規程」等の社内規程に従い、各主管部門において、適切に保存及び管理を行います。

(2) 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できることとします。
(3) 「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を整備するとともに、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティ部会を設置し、情報の取扱い・保管・セキュリティに関する適切な運用を図ります。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 「リスクマネジメント規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、リスクマネジメント部会を設置して、企業価値を毀損させる可能性のあるリスクの発現や、危機の発生を予防・抑制する活動を継続的に展開し、リスク管理の整備・構築を図ります。
(2) 事業上のリスクは、①事業継続リスク、②資産保全リスク、③業務運営リスクの３つのカテゴリーに分類するとともに、各リスクを適正に管理するために、管理レベルを全社リスクと部門リスクに分け、それぞれのリスクについてリスクマネジメント部会で適切な管理を実施します。
(3) 「事業継続計画（BCP）」を制定し、大災害や大事故、不祥事等の不測の事態が発生した時でも事業の継続や早期の復旧・再開ができる体制を構築します。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行います。
(2) 取締役会を原則毎月開催し、「取締役会規則」に基づき、経営に関する重要事項について、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき審議・決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告します。また、「経営会議規程」を定め、取締役会の下部機関として経営会議を設置し、定期的に開催します。
(3) 取締役会において策定した中期経営計画及び年度予算について、月次・四半期毎に業績管理を行い、達成状況の確認、計画及び予算の見直しを行います。

6．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
①「関係会社管理規程」において、当社と子会社の情報共有及び業務上の報告についてルールを定めるとともに、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけます。
②定期的に当社及び子会社の取締役及び監査役が出席する関係会社月次報告会を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対して随時当社取締役会又は当社取締役への報告を義務づけます。

(2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

①当社グループが共有する「リスクマネジメント規程」を策定し、同規程において各リスクに応じて責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理します。

②当社内に設置されるリスクマネジメント部会は当社グループのリスク管理を担当する機関として、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題及びその対策を審議します。

③当社グループは、不測の事態や危機の発生時に備え、当社グループ全体の「事業継続計画（BCP）」を策定して、当社グループの役員及び従業員に周知徹底し、当社グループの事業継続の円滑な実施を図ります。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループは、各社の社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行い、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。また、かかる体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図ります。

②当社グループを網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。かかる策定の作業については、経営層からのトップダウンと事業部門からのボトムアップを適切に組み合わせながら行います。

③策定した中期経営計画及び年度予算について、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「企業倫理規程」を制定するとともに「経営品質ハンドブック」を作成し、当社グループの全ての役員及び従業員に周知徹底します。

②当社は、当社グループ各社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置するように努めます。

③当社は、当社グループの役員及び従業員に対し、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

④当社の内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社に対する年１回の内部監査を実施します。

⑤当社は、当社グループ各社が利用可能な「ヘルプライン」を設置し運用します。

⑥当社グループの海外拠点については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務についての随時の相談、アドバイスを求めることができる提携先を確保し、コンプライアンス体制の整備・運用に努めます。

⑦当社グループ各社は、反社会的勢力の排除に向けて「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」に基づき、体制の整備に努めます。

7．監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役会の下に監査役室を置き、監査役室に監査役の職務を補助すべき専任の使用人を常時配置し、監査役の職務を補助させるものとします。

(2) 監査役補助者に関する人事を決定するにあたっては、監査役の意見を求めることとします。

(3) 当社は、「監査役監査基準」において、監査役の補助使用人に対する指揮命令権を定めます。

8．当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社グループの役員及び従業員は、当社監査役からの業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

(2) 当社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等や、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。

(3) 当社の内部統制、内部監査、コンプライアンス及びリスク管理を所管する各担当部署は、定期的又は必要に応じて適宜遅滞なく当社監査役に対し、当社グループにおける内部統制、内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。

(4) 当社グループのヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に対し報告します。

9．監査役への報告したことを理由として不利益扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、「監査役監査基準」において、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

(2) 「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」に基づいて、ヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員から法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかわる通報を受けた場合、通報内容について速やかに当社監査役に報告します。また、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記します。

10．監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(2) 当社は、監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
(3) 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。
(4) 監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携に努め、定期的な打ち合わせを行うほか、相互に監査結果についての報告会を行い、必要に応じ随時情報交換を行うことで監査の実効性を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針における当事業年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

１．内部統制システム全般の運用状況
(1) 当事業年度は、内部統制部会を４回（四半期に１回）開催し、当社グループ内の内部統制に係る課題と対応策等について、委員（社外委員１名を含む）間で議論を行い、当社グループの内部統制システムの強化促進を図っております。
(2) 当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき年間の内部監査計画を策定し、業務が適正かつ効率的に行われているか監査及び提言を行っております。なお、内部監査室は、監査の結果を代表取締役及び監査役に報告しております。
(3) 財務報告に係る内部統制については、評価を担当する内部監査室が「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に従って、当社グループの内部統制評価を実施しております。

２．業務執行の効率性の向上に関する取組みの運用状況
(1) 取締役会は、社外取締役３名を含む取締役８名で構成され、社外監査役２名を含む監査役４名も出席しております。
当事業年度は、取締役会は15回開催され、経営に関する重要事項及び業務執行状況について、実質的かつ活発な議論がなされており、意思決定の効率性及び監督の実効性は確保されております。
(2) 当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確にするため、執行役員を選任し、意思決定の迅速化を図っております。
なお、経営会議を定期開催し、重要課題につき審議したほか、本部長定例会議を開催し、全般的な業務執行状況の報告を受けております。

３．情報の管理に関する運用状況

当社は、情報管理について、社内規程の整備及び社内研修を通じて周知徹底を図っております。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）制定に伴い、「特定個人情報保護方針」及び「特定個人情報保護基本規程」（2015年11月１日施行）を制定し、情報管理を強化しております。

４．コンプライアンス体制に関する運用状況

(1) 当社は、当社グループ共通の企業理念、行動指針を定め、当社グループ各社の役員及び従業員に周知しております。また、社会から求められる倫理や行動規範等について定めた「経営品質ハンドブック」等を配布し、当社グループ内への周知徹底と研修等で浸透を図っているほか、当社グループ各社の役員及び従業員に対し、定期的にコンプライアンス研修会を実施しております。

(2) 当事業年度は、コンプライアンス部会を４回（四半期に１回）開催し、当社グループ内のコンプライアンスに係る課題と対応策等について、委員（社外委員１名を含む）間で議論を行い、当社グループのコンプライアンス体制の向上を図っております。

(3) 当社の「コウノイケ・ヘルプライン」は、当社グループ全体の内部通報制度として整備・運用しております。ヘルプラインの通報窓口の周知徹底は、各事業場にポスターを掲示するとともに、社内イントラネットにおいて内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む利用ルールの明示を行い、また、監査役へ直接通報できる体制も整備しております。

なお、ヘルプラインの運用状況、重要な不正事案等については、定期的にコンプライアンス部会に報告を行っておりますが、当事業年度は、重大な法令違反等に関わる案件はありませんでした。

(4) 反社会的勢力との関係遮断について、社内周知の徹底と取引契約書への反社会的勢力排除条項の織り込み等を継続して対応しております。

５．リスクマネジメント体制に関する運用状況

(1) 当事業年度は、リスクマネジメント部会を４回（四半期に１回）開催し、各部門が所管する重大なリスクについて、半期毎のPDCAサイクルに基づき、リスク対策の立案、対応状況のモニタリング、及びリスク対策の評価を実施し、リスク発現の予防と抑制を図っております。特に近年多発傾向にある自然災害については、過去に被った被害や当時の対策等を検証の上、災害対策マニュアルを見直し、また、社外委員（1名）による他社事例の共有等も参考にして対策の強化を進めております。

(2) 当社グループ全拠点に自衛消防組織を組成し、「事業継続計画（BCP）」を踏まえた災害対策体制の整備・運用を図っております。安否確認訓練、災害対策訓練、上級救命講習等により、当社グループ全体での危機対応能力の向上を図っており、人命を守り、社会的責任を果たすべく、事業継続能力の向上のための取り組みを実践しております。

6．グループ会社の経営管理に関する運用状況

(1) 当社は、子会社が予算及び中期経営計画を策定する際には、子会社より策定案の報告を受けるとともに当社グループ全体の観点から必要な指示を行い、子会社の業務の適正及び職務執行の効率化を図っております。

(2) 当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上、重要な事項については、親会社である当社へ事前に報告を行うことで、子会社の業務の適正の確保に努めております。
また、毎月各子会社取締役から月次業績及び予算計画の進捗状況等についての報告を受け、その質疑応答を通して情報共有を図り、中期経営計画及び年度予算について進捗管理を実施し、グループ経営としての一体性を確保しております。

(3) 子会社の損失の危機管理については、当社グループ全社で、「リスクマネジメント規程」に基づく活動を実施しており、加えて、「危機管理基準」を策定するとともに災害対策マニュアルを全社展開する等、不測の事態や危機の発生に備えるべく、取り組みを行っております。

7．監査役の職務執行の運用状況

(1) 当事業年度は、常勤監査役２名、社外監査役２名で構成される監査役会を13回開催しました。なお、監査役の職務を補助する部門として監査役室を設け、取締役の指揮命令から独立した専任のスタッフを配置しております。

(2) 監査役は、取締役会のほか経営会議、統合委員会等の重要な会議に出席するとともに必要な意見を述べております。また、内部監査室、内部統制部門と毎月１回定期的な連絡会を開催し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

(3) 監査役は、子会社監査役と定期的に連絡会を開催し、子会社決算に関する情報を交換し、必要に応じて適宜報告を受け、情報の収集をしております。会計監査人とは、往査の結果報告を受けているほか、定期的な情報交換を行っております。当事業年度は、子会社監査役と４回、会計監査人とは９回情報・意見交換を行っております。

(4) 当事業年度は、監査役は代表取締役社長執行役員との定期会合を４回開催し、情報交換とともに当社グループの課題について意見交換を行いました。また、監査役は社外取締役と意見交換会を開催し、連携を図っております。

(5) 監査役が監査方針・計画に従った監査を実施するにあたり、必要とされる費用等については、適切に処理しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	**1,723**	**1,908**	**103,972**	**△7,324**	**100,278**
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,416		△1,416
親会社株主に帰属する当期純利益			4,836		4,836
自己株式の処分		△5		36	31
自己株式処分差損の振替		5	△5		―
土地再評価差額金の取崩			342		342
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	3,756	36	3,793
2021年３月31日残高	**1,723**	**1,908**	**107,728**	**△7,288**	**104,072**

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2020年４月１日残高	**3,294**	**△4,688**	**237**	**△2,939**	**△4,096**	**397**	**2,992**	**99,572**
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△1,416
親会社株主に帰属する当期純利益								4,836
自己株式の処分								31
自己株式処分差損の振替								―
土地再評価差額金の取崩								342
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	982	△342	△747	1,685	1,578	62	△207	1,433
連結会計年度中の変動額合計	982	△342	△747	1,685	1,578	62	△207	5,226
2021年３月31日残高	**4,277**	**△5,030**	**△510**	**△1,253**	**△2,517**	**459**	**2,784**	**104,798**

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社は49社あり、主要な連結子会社は次のとおりであります。

鴻池メディカル㈱、九州産交運輸㈱、関西陸運㈱、日本空輸㈱、コウノイケ・エアポートサービス㈱、㈱エコイノベーション、㈱Ｋグランドサービス、㈱ＮＫＳホールディング、鳳テック㈱、㈱Ｋスカイ、KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA, INC.、BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.

当連結会計年度において、エアーエキスプレス㈱を株式取得により子会社化したため、連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社は次のとおりであります。

KONOIKE TRANSPORT & ENGINEERING(S) PTE.,LTD.

非連結子会社は資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金等基準の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した会社は１社あり、主要な持分法適用関連会社は次のとおりであります。

MacroAsia Airport Services Corporation

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な非連結子会社は次のとおりであります。

KONOIKE TRANSPORT & ENGINEERING(S) PTE.,LTD.

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA, INC.　他17社　12月31日

決算日が12月31日の連結子会社については、連結計算書類の作成に当たり、同決算日現在の計算書類を使用しております。

また、連結子会社のうち１社の決算日は９月30日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価があるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法を（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価がないものについては、移動平均法による原価法を採用しております。

(ﾛ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

主として、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	４年～17年

(ﾛ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(ﾊ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(ｲ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ﾛ) 役員賞与引当金

役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(ﾊ) 役員退任慰労金引当金

一部の国内子会社は役員の退任慰労金支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

⑦　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(ｲ) 退職給付に係る会計処理の方法

（ｉ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ⅱ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

（ⅲ）未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ﾛ) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(ﾊ) 金額の記載方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に「３．重要な会計上の見積り」を記載しております。

３．重要な会計上の見積り

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

固定資産の減損損失の認識の要否

１．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による世界各国の入国制限措置や国内の外出自粛などの影響で国内外の航空需要が急激に減退していることから、空港関連分野に属する連結子会社の固定資産に減損の兆候があると判断しました。減損損失の認識の要否について判定を行った資産グループ２拠点（有形固定資産1,838百万円、無形固定資産2,238百万円）について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

２．会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、事業用資産については他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である拠点ごとに資産のグルーピングを行っております。

固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、資産グループにおける主要な固定資産の残存耐用年数に基づく期間から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、IATA（国際航空運送協会）の見通し等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う国内外の航空需要の減退による影響が、2022年３月期を通して継続し、その後は2025年３月期にかけて緩やかに需要が回復していくという仮定に基づいて行っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、今後の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する仮定に基づくことから不確実性があり、IATAの今後の見通しが下方に乖離した場合等において、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼし、将来において損失が発生する可能性があります。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	10百万円
担保に係る債務	
その他	20百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　122,758百万円

(3) 保証債務

他の会社等の金融機関等からの債務に対し、保証を行っております。

① 銀行借入金に対する債務保証

神戸港島港運協同組合	41百万円
（佐野運輸㈱の他３社による連帯保証、総額165百万円）	
協同組合東京海貨センター	11百万円
その他	0百万円
合計	53百万円

② 営業取引に関する支払債務保証

KONOIKE ASIA(INDIA)PRIVATE LIMITED	1百万円

(4) 土地の再評価

当社において「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税の課税標準価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。
再評価を行った年月日	2002年３月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	3,184百万円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

連結会計年度末日における発行済株式の数　56,952,442株

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式　348,900株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年５月20日 取締役会	普通株式	944	18.00	2020年３月31日	2020年６月25日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	472	9.00	2020年９月30日	2020年12月１日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年５月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	577	11.00	2021年３月31日	2021年６月25日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　額
(1) 現金及び預金	63,397	63,397	－
(2) 受取手形及び売掛金	55,032	55,032	－
(3) 投資有価証券	10,180	10,180	－
(4) 支払手形及び買掛金	(14,446)	(14,446)	－
(5) 短期借入金	(7,883)	(7,883)	－
(6) 社債（１年内償還予定を含む）	(65,000)	(64,787)	212
(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	(11,874)	(11,879)	(5)

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

① 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債（１年内償還予定を含む）、(7) 長期借入金（１年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

② 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,115百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,934円62銭
(2) １株当たり当期純利益	92円14銭
(3) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益	91円60銭

８．重要な後発事象

子会社株式の売却

当社は、2021年４月20日付で株式譲渡契約を締結し、当社が49％出資する連結子会社のKONOIKE-SOTUS VENTURE CO.,LTD.と共同で保有する連結子会社（特定子会社）であるKonoike J.Transport (Thailand) Co.,Ltd.の全株式をSuwat Faprathanchaiに売却いたしました。これによりKonoike J.Transport (Thailand) Co.,Ltd.は当社の連結の範囲から除外されることとなりました。

(1) 株式売却の目的

当社、J.Transport Co.,Ltd.、Land Transport Co.,Ltd、KONOIKE-SOTUS VENTURE CO., LTD.は、2017年にKonoike J.Transport (Thailand) Co.,Ltd.を共同で設立し、タイ王国内での鋼材等重量物輸送業務を展開してまいりました。

しかし、現地での厳しい市場環境により取扱量伸び悩みの状況が続いているため、今般、当社の構造改革プラン（不採算事業の見直し）の一環として本合弁事業のあり方を再検討した結果、当社グループが保有する全株式を売却することが最適と判断しました。

(2) 譲渡する相手先の名称

Suwat Faprathanchai

(3) 売却の時期

2021年４月26日

(4) 当該子会社の名称、事業内容

①名称　　Konoike J.Transport (Thailand) Co.,Ltd.

②事業内容　一般貨物輸送事業

(5) 売却前の所有株式数、売却する株式の数、売却後の持分比率、売却価額

①売却前所有株式数　199,920株

②売却する株式の数　199,920株

③売却後の持分比率　－％

④売却価額　　譲渡価額につきましては、譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
		資本剰余金			利益剰余金						
						その他利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	1,723	930	―	930	427	1,941	48,080	28,802	79,251	△7,324	74,580
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△1,416	△1,416		△1,416
当期純利益								5,040	5,040		5,040
固定資産圧縮積立金の積立						105		△105	―		―
自己株式の処分			△5	△5						36	31
自己株式処分差損の振替			5	5				△5	△5		―
土地再評価差額金の取崩								342	342		342
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	105	―	3,854	3,960	36	3,997
2021年３月31日残高	1,723	930	―	930	427	2,046	48,080	32,657	83,211	△7,288	78,577

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年４月１日残高	3,267	△4,688	△1,421	397	73,556
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,416
当期純利益					5,040
固定資産圧縮積立金の積立					―
自己株式の処分					31
自己株式処分差損の振替					―
土地再評価差額金の取崩					342
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	942	△342	599	62	662
事業年度中の変動額合計	942	△342	599	62	4,659
2021年３月31日残高	4,209	△5,030	△821	459	78,216

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価があるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法を（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価がないものについては、移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備は除く）、並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
構築物	10年～30年
機械及び装置	５年～17年
車両運搬具	４年～６年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

(ｲ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ﾛ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ、発生年度の翌事業年度より費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

③ 金額の記載方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に「３．重要な会計上の見積り」を記載しております。

３．重要な会計上の見積り

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

関係会社株式の評価

１．当事業年度の計算書類に計上した金額

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による世界各国の入国制限措置や国内の外出自粛などの影響で国内外の航空需要が急激に減退していることから、空港関連分野に属する関係会社株式の評価について慎重に検討が必要であると判断しました。空港関連分野に属する関係会社株式(帳簿価額合計6,468百万円）の評価について、実質価額が取得原価に比して50％を下回る２社につきましても最新の事業計画により回収は可能と判断しておりますため、当該関係会社株式について減損処理は行っておりません。

２．会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式につきましては時価を把握することが極めて困難であるため、当該関係会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比して50％程度低下した場合に相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として処理します。ただし、実質価額が取得原価に比して50％を下回る場合であっても、実行可能で合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には減損処理は行っておりません。

当該関係会社の財政状態の評価にあたりましては、IATA（国際航空運送協会）の見通し等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う国内外の航空需要の減退による影響が、2022年３月期を通して継続し、その後は2025年３月期にかけて緩やかに需要が回復していくという仮定に基づいて行っております。当該関係会社の業績予測に関しましては、今後の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響に関する仮定に基づくことから不確実性があり、IATAの今後の見通しが下方に乖離した場合等において、関係会社株式の減損処理が必要となる可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　92,373百万円

(2) 保証債務

他の会社等の金融機関等からの債務に対し、保証を行っております。

① 銀行借入金に対する債務保証

関西陸運㈱	11百万円
従業員	0百万円
合計	11百万円

② 営業取引に関する支払債務保証

日本空輸㈱	374百万円
BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.	251百万円
関西陸運㈱	21百万円
KONOIKE ASIA(INDIA)PRIVATE LIMITED	1百万円
合計	648百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,591百万円
短期金銭債務	16,280百万円

(4) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債務	1,522百万円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	1,574百万円
営業費用	5,188百万円
営業取引以外の取引高	1,122百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度末日における自己株式の数	4,459,211株

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	1,999百万円
退職給付引当金	4,796百万円
長期未払金	465百万円
固定資産減損損失	1,659百万円
資産除去債務	345百万円
投資有価証券	1,125百万円
その他	742百万円
小計	11,134百万円
評価性引当額	△3,761百万円
繰延税金資産合計	7,373百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△901百万円
有形固定資産	△442百万円
その他有価証券評価差額金	△1,854百万円
繰延税金負債合計	△3,198百万円
繰延税金資産の純額	**4,175百万円**

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.6%
住民税均等割	2.4%
評価性引当額の増減	3.2%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.2%

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱エコイノベーション	茨城県鹿嶋市	100百万円	産業廃棄物処分業	(所有)100.00%	設備賃借取引工場構内業務等の委託役員兼任１名	金銭の借入(注)	68	短期借入金	3,318

(注) ㈱エコイノベーションからの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	藤田　泰介	―	―	当社社外取締役	なし	コンサルティング契約	コンサルティング料の支払(注)	14	―	―

(注) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,481円27銭

(2) １株当たり当期純利益　96円03銭

(3) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益　95円46銭